

もし、子どもの権利が守られていないと感じたら、
児童相談所や、せたホッとに相談することや助けを
求めることができます

世田谷区児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置された行政機関であり、児童に関する専門相談機関です。

18歳未満の子どもに関する虐待の通告や養護、障害、非行、育成等の相談を、本人、家族、学校の方等、どなたからでもお受けしています。ご相談は、児童福祉司、児童心理司、保健師など専門のスタッフがお受けします。

★受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時
(祝日・年末年始をのぞく)

★所在地 〒156-0043 世田谷区松原6-41-7

★電話 03-6379-0697 (代表)

★FAX 03-6379-0698

児童虐待通告窓口

24時間・365日・フリーダイヤル

世田谷区児童虐待通告ダイヤル

子にやさしさ
0120-52-8343 (フリーダイヤル)

児童相談所虐待対応ダイヤル
いちはやく
189 (フリーダイヤル)



せたホッと(せたがやホッと子どもサポート)

子どもの人権を擁護し、救済を図るために設置された、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関です。子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行うとともに、申立て等により、調査・調整を行いながら、子どもの関係機関に対して協力・改善を求めていきます。

世田谷区に在住または、世田谷区内の学校や施設などに通っている子どもの最善の利益を保障していくことを目指し、子どもに寄り添いながら、子ども自身が本来持っている力を十分に發揮できるよう、問題解決に向けた支援を行っています。

「せたホッと」は「世田谷区子ども条例」に位置づけられています。

★受付時間 月～金 午後1時～午後8時
土 午前10時～午後6時
(祝日・年末年始をのぞく)

★所在地 〒156-0051
世田谷区宮坂3-15-15

世田谷区立子ども・子育て総合センター3階

★電話 0120-810-293 (フリーダイヤル)

★FAX 03-3439-6777



ホームページ



子ども相談メール



その他にも、このような相談窓口もあります

	電話	受付時間
世田谷区総合教育相談ダイヤル	03-6453-1520	月～金 午前9時～午後7時 (祝日・年末年始をのぞく)
4152電話相談 (東京都児童相談センター)	03-3366-4152 (聴覚言語障害者相談FAX 03-3366-6036)	月～金 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 (年末年始をのぞく)
せたがやチャイルドライン ((社福)世田谷ボランティア協会)	03-3412-4747	水・土 午後4時～午後9時 (年末年始をのぞく)
	全国共通フリーダイヤル 0120-99-7777	毎日 午後4時～午後9時 (年末年始をのぞく)
せたがや子ども・子育てテレフォン	03-5451-1211	月～金 午後5時～午後10時 土・日・祝日 午前9時～午後10時 (年末年始をのぞく)

あなたの秘密は
守るよ

世田谷区子ども条例



子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区では「世田谷区子ども条例」を制定しています。

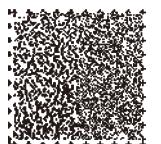
条例では、子どもは“ひとりの人間として、いかなる差別もなく、その尊厳と権利が尊重される”としています。

また、“自分の考えで判断し、行動できるよう、子ども自ら学んでいくことが大切である”としています。

すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、地域社会が一体となって取り組んでいきましょう。

(令和7年4月の条例改正に向け検討しています。)

世田谷区
世田谷区教育委員会



子どもの権利とは

すべての子どもが周りの大人に大切に守られ、勉強したり遊んだりすることや、自由に意見を言ったり自由に表現することができます。このように、子どもが一人の人間として大切にされ成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、すべての子どもが同じようにこの権利を持っています。

子どもの権利条約を知っていますか？

世界中のすべての子どもが幸せに生きることができますように、1989年に国際連合で「子どもの権利条約」が採択され、1994年に日本も批准しました。

条約の主な内容

- すべての子どもは人種、性、出身などで差別されません。(第2条)
- 子どもにとって何が最も良いことを第一に考えます。(第3条)
- 保護者には、子どもを守る責任、権利があります。(第5条)
- すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。(第6条)
- 自由に自分の意見を言うことができ、その意見は十分に考慮されます。(第12条)
- いろいろな考えを自由な方法で表現することができます。(第13条)
- 思想・良心・宗教の自由が尊重されます。(第14条)
- プライバシー・名誉が守られます。(第16条)
- 暴力や不当な扱いから守られます。(第19条)
- 子どもの学習は大切にされ、一人ひとりの個性が尊重されます。(第28・29条)
- 遊びやレクリエーションを楽しむ権利があります。(第31条)
- 成長に害のあるものから守られます。(第32・33・34・35条)

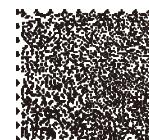
世田谷区では、平成13年に 「世田谷区子ども条例」をつくりました

世田谷区子ども条例が目指す目標

- 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。



「世田谷区子ども条例」
の全文はここから読んでみてね。



「世田谷区子ども条例」に定める 大人や区の役割



世田谷区は

「子どもがいきいきわく育つまち」を
つくるために、
子ども・子育て応援都市宣言を行っています

子ども・子育て応援都市宣言

子どもは、ひとりの人間としてかけがえのない存在です。

うれしいときには笑い、悲しいときには涙を流します。感情を素直にあらわすのは、子どもの成長のあかしです。子どもは、思いっきり遊び、失敗しながら学び、育ちます。子どもには、自分らしく、尊重されて育つ権利があります。

子どもは、地域の宝です。

大人は、子どもをしっかり見守り、励まし、支えます。地域は、子育て家庭が楽しく子育てできるように応援します。子どもは、成長に応じて社会に参加し、自分のできることと役割、みんなで支えあう大切さを学んでいきます。

子どもは、未来の希望です。今をきらめく宝です。

大人は、子どもにとっていちばんよいことを選び、のびのびと安心して育つ環境をつくります。

世田谷区は、区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたたかい地域社会を築きます。ここに、「子ども・子育て応援都市」を宣言します。

平成27年3月3日

世田谷区

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



企画・発行

世田谷区子ども・若者部 子ども・若者支援課
電話 03-5432-2528 FAX 03-5432-3016

編集・デザイン

ぎょうせいデジタル株式会社 株式会社アライ印刷
発行 令和6年4月

